

平成28年(ワ)第51号 個人情報抹消請求事件

原告;三輪唯夫外3名

被告;岐阜県、国

## 原告第10準備書面

岐阜地方裁判所 御中

(民事第2部合議係)

2018年11月5日

上記原告ら訴訟代理人

弁護士	山田秀樹	
同	笹田参三	
同	小林明人	代
同	井上卓也	
同	山本妙	
同	岡本浩明	代
同	見田村勇磨	代
同	安藤博	代
同	樽井直樹	代
同	原秀一	代
同	清水勉	代
同	武藤糾明	代

裁判所の釈明を受けて本件の特質について改めて確認し、弁論を併合すべきことを述べる。

## 第1 はじめに

### 1 裁判所の釈明

2018年9月3日の口頭弁論期日において、貴庁からおおむね下記の釈明を受けたと原告らは理解している。

「平成28年(ワ)第758事件と、本件(平成30年(ワ)第51号事件)の併合を判断するに当たり、原告らに、以下の釈明を求める。

被告県及び被告国がどのような情報を持っているはずであるかを原告が主張し、被告らの関連性を指摘すべきである。①どのような具体的事実から、情報の抹消請求権が生じるのかという点と、②抹消請求の対象となっているものが具体的にどのような情報かを明示されたい。」

そこで、以下、これらについて主張する。

### 2 被告国の主張

平成28年(ワ)第758事件(以下、単に「第758号事件」という)は、被告を岐阜県のみとする国家賠償請求訴訟、本件(平成30年(ワ)第51号事件)は、被告を岐阜県及び国とする個人情報の抹消請求訴訟である。

そして、本件において、被告国は、本案前の答弁として、原告らが被告国に抹消を求める対象が何であるのかが特定されていない、そのため不適法であり却下されるべきであると主張する(第1準備書面p3)。

裁判所の釈明の①は、被告国の当該主張と関連しているものと思料されるので、この点についても主張する。

## 第2 「①どのような具体的事実から、情報の抹消請求権が生じるのか」

### 1 違法に収集等された個人情報は抹消請求できること

(1) 「①どのような具体的事実から、情報の抹消請求権が生じるのか」については、訴状に記載しているとおり、被告県と被告国が原告らの個人情報、承諾なくみだりに収集・保有・利用する行為が原告らのプライバシー権等を侵害する違法な行為であることから、人格権に基づいてこれらの情報を抹消するよう請求することができる。

このことは、以下において指摘するように個別法において明文化されているが、違法に収集された個人情報について抹消請求が認められる根拠となる実体法上の権利は、プライバシー権等の憲法13条で保障される人格権であり、個別法の具体的根拠がなくとも、憲法13条に基づくプライバシー権等の人格権を根拠に直接削除請求が認められる。名誉権に基づく訂正ないし抹消請求を一般論として認めた裁判例として、在日台湾人調査票事件（東京高判昭63.3.24判時1268p15）、東京地判昭59.10.30判時1138p29等がある。また、警察が国民の肖像権やプライバシーを侵害して収集した情報について、人格権に基づく個人情報抹消請求が一般論として認められると判示した裁判例として、秋葉原職質事件（東京地判平25.5.28判例地方自治379号p57）を挙げるることができる。

(2)ア 国家機関である警察庁との関係では、行政機関個人情報保護法36条1項本文及び1号で「利用停止請求権」との表題のもと以下の通り明文化されている。

「何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去または提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたも

のでないとき、第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去」

イ 岐阜県警との関係では、岐阜県個人情報保護条例23条の3で「利用停止請求」との表題のもと次のとおり明記されている。

「 第十八条第一項の規定により開示を受けた自己の個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料する者は、実施機関に対し、当該各号に定める当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

一 第六条の規定に違反して収集されたとき、又は第七条の規定に違反して利用されているとき当該個人情報の利用の停止又は消去」

そして、同条例第6条は、個人情報の収集制限規定であり、1項で収集目的をできる限り明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集する義務を、2項で適法かつ公正な手段による収集義務を定めている。第7条は、個人情報取扱事務の目的外利用及び第三者提供の制限を定めている。

## 2 被告県及び被告国が違法に原告らの個人情報を収集・保有していること

被告県（岐阜県警大垣警察署警備課の警察官ら）は、本件訴状p4～5に記載しているとおり、2013年から2014年にかけて、シーテック社に対し、原告らの個人情報を提供した。このことは、被告県が原告らの当該個人情報を保有していることを示している。

また、岐阜県警大垣警察署警備課が保有しているこれら原告らの個人情報は、警察庁警備局に対して提供され、警備局はこれを収集・保有している。

## 3 原告らの個人情報を収集・保有していることが違法であること

(1) 岐阜県警や警察庁が、主権者である国民の個人情報を収集することは、対象となる国民のプライバシー権等を侵害する行為であるから、原則として違法と

なる。

- (2) ところで、被告県は、第758号事件において、「管内の公共の安全と秩序の維持、犯罪の予防鎮圧」を、情報収集活動の目的として掲げている。

被告県が原告らの個人情報を実警察庁に提供し、警察庁がこれらを収集・保管しているのも、同じ行政目的であると思料される。

平成29年版警察白書（甲3号証）によると、「第5章 公安の維持と災害対策」では、「第1節 国際テロ情勢と対策」として、イスラム過激派、日本赤軍・「よど号」グループ・北朝鮮（拉致容疑とテロ）が対象として取り上げられ、その国際テロ対策の現状が報告されている。また、「第2節 外事情勢と諸対策」では、北朝鮮・中国・ロシアの動向が検討され、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出等の取り締まり状況が報告されている。

続けて、「第3節 公安情勢と諸対策」では、「1 オウム真理教の動向と対策」「2 極左暴力集団の動向と対策」「3 右翼等の動向と対策」と、冒頭の3項目はいずれも「動向と対策」という表題を掲げ、それぞれの監視状況が報告されている。他方、「4 日本共産党等の動向」「5 大衆運動への警察の対応」の2項目では、「動向と対策」という強い調子の表題を掲げていない。また、上記「5」の項目では、「警察は、公共の安全と秩序の維持に当たるといふ警察の責務を遂行するため、大衆運動に伴う違法行為や事故を未然に防止するために必要な警備措置を講ずるとともに、違法行為が発生した際には、捜査等の必要な措置を講ずることとしている。」との説明を付した上で、「（1）反基地運動」として辺野古新基地建設に関連する状況と検挙状況の報告を行い、「（2）原子力政策をめぐる動向」として抗議行動の動向を報告し、「（3）我が国の捕鯨をめぐる動向」としてシーシェパードの抗議活動と上陸拒否の状況を報告している。

このような書きぶりの相違からは、警察庁が、上記「4」「5」に対する監視の必要性が弱く、また監視活動に対し社会的批判を浴びる可能性が高いこと

を十分に意識していることが認められる。つまり、そのような政治活動・社会活動を行うもの、表現行為を行うものの権利自由を十分に尊重しなければならないという自製の態度を示しているのである。

原告らは日本国憲法によって保障されている権利・自由を行使しているだけである。警察から「公共の安全と秩序の維持、犯罪の予防鎮圧」のために監視下におかれるいわれはない。

従って、被告県及び被告国が原告らの個人情報を収集・保有していることは違法である。

被告らが原告らを監視することに必要性があるというのであれば、具体的にどのような根拠に基づき、どのような必要性があるというのか、警察白書で明らかにしている程度には具体的にその理由を明らかにすべきである。

### 第3 「②抹消請求の対象となっているものが具体的にどのような情報か」

#### 1 現時点で明白に存在する情報

本件訴状 p 4～5 及び別紙に記載しているところの、岐阜県警大垣警察署警備課がシーテック社に提供した原告らの個人情報を、被告県及び被告国は保有している。従って、これらの個人情報（具体的には、シーテック社作成の議事録（甲1）に記載されている各個人情報である）は、抹消請求の対象である。

付言するに、原告らの情報抹消請求及び国家賠償請求は、両被告が共通して保有する情報に対して向けられているのであるから、この点だけをもってしても、両請求の弁論は併合されるべきである。

しかしながら、本件で原告らが抹消請求の対象としているのは、このような限定的な情報だけではない。

#### 2 警察による監視対象者としてのデータベースの存在

そもそも、2013年から2014年にかけて岐阜県警大垣警察署警備課がシーテック社に提供した原告らの個人情報は、その内容を見ると、数十年にわたっ

て原告らを継続的に監視してきた結果としてのデータベースを保有した上で、その一部をシーテック社に提供したことが認められる。

ところで、被告県は、第758号事件において、「管内の公共の安全と秩序の維持、犯罪の予防鎮圧」を、情報収集活動の目的として掲げている。

被告県が原告らの個人情報を警察庁に提供し、警察庁がこれらを収集・保管しているのも、同じ行政目的であると思料される。

原告らが抹消請求を行っているのは、このように、「公共の安全と秩序の維持、犯罪の予防鎮圧」の目的で収集されている、岐阜県警、警察庁を問わず警備公安警察が保有している原告らの個人情報の一切である。

#### 第4 弁論を併合するべきである

被告国は、本件と第758号事件との併合に反対している。

その理由として、併合審理には、共通の手続で争点及び証拠の整理や証拠調べを行うことによって、審理の時間・労力・費用を節減し、同一または関連する争点について矛盾・抵触を避けることができるという利点がある一方で、当事者によって争点が異なると、かえって審理が遅滞し、訴訟の円滑な進行の妨げになるという弊害もあると主張する。

また、国は、第758号事件では、「国家賠償請求権の存否が争点であって、個人情報抹消請求の根拠いかんは争点となり得ない。」あるいは、「実質的な争点となるのは、大垣署の職員による訴外会社への情報提供行為の存否、当該情報提供行為が国家賠償法1条1項の適用上『違法』といえるのか否かという点であり、この点をめぐる主張立証が審理の中心となると思われるところ、このような争点は本件訴訟の争点とは無関係である。」として、「併合審理により審理が遅滞し、訴訟の円滑な進行の妨げになるという弊害が大きい」とも主張する。

しかしながら、岐阜県警大垣警察署警備課による、原告らの個人情報のシーテック社への提供行為は、岐阜県警による原告らに対する数十年がかりの監視活動（お

よび違法な提供行為の存在・・・削除?)が発覚した端緒に過ぎない。

原告らは、原告らに対する岐阜県警及び警察庁による長期間にわたる大がかりな監視活動全体の違法性を問うているのであり、単に発覚の端緒となった2013年及び2014年の提供行為のみに矮小化する考えは毛頭ない。

貴庁におかれては、このような不誠実な国の主張に惑わされることなく、請求原因事実が同一であり、争点が同一であることの理解を促す意味でも毅然と対処されたい。

以上